

## 第7章 賛助会員（茨車協 定款抜粋）

（賛助会員）

第58条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組員には該当しないものとする。

2. 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

### 茨城県自動車車体整備協同組合 賛助会員規約

（目的）

第1条 定款56条の規定により、本組合に設ける賛助会員制度の運営その他については、本組合の定めるところによる。

2. 賛助会員制度は、本組合の外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

（資格）

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

（賛助会員に対する事業）

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要な事業

（加入）

第4条 賛助会員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

2. 前項の諾否は、理事会において決する。

第5条 賛助会員は、本組合からの請求に基づき、年会費を納入する。

2. 会費の額は、年額30,000円とする。

（脱退）

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

（除名）

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした賛助会員

（その他）

第8条 賛助会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会のさだめるところによる。

付 則 本規約は、平成6年5月24日より施行する。